

開会（9：30）

○村松幸昌委員長 皆様、御苦労さまです。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は1件であります。

議第72号「令和6年度焼津市一般会計補正予算（第11号）案」について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○深田ゆり子委員 6ページ、7ページの歳入では、物価高騰対応重点支援ということで地方創生臨時交付金が入っております。社会資本整備総合交付金も、これらは総合経済対策として国の補助金が入っております。

今回の補正予算は、国の、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定されたということなんですけれども、実際には、令和6年度は既に6月12日に第1回目、11月1日に第2回目、今回が第3回目となると思います。これは締切りが1月24日で、全体的には推奨事業として国では6,000億円の予算があると思いますが、まず、焼津市ではどのような、この補正予算に充当する事業を検討されたのか伺います。

○村松久美財政課長 お答えいたします。

今回の国の補正予算に基づく事業でございますけど、今回、補正予算に計上させていただいているものが全ての事業ではございませんで、国への申請手続の期限が近いものですとか急ぐものに限って上げておりまして、その他のものに関しましては、2月補正で計上させていただく予定であります。

○深田ゆり子委員 分かりました。

急な年末の臨時議会ということで、多分、急いでやれるものを対象にしたのではないかなというふうにも考えましたけれども、やはり今一番、暮らしに大変な影響を受けている低所得者の世帯には約4億円で、それ以外の1億円余が土木、建設、道路とかそういう関係になりますので、本当に年末で生活が大変な低所得者に対するこの11ページの低所得者対策のほうは、早くやるということで4億円を計上しておりますけれども、それ以外の暮らしに関わる支援というのは2月補正ということで、こういうふうに受け止めてよろしいですか。

○石原隆弘行政経営部長 深田委員がおっしゃられましたのは推奨メニューの話だと思いますけれども、そちらについては、現在、庁内調整中でございますので、ちょっと詳細の答弁については今回は控えさせていただきたいと思います。

○深田ゆり子委員 分かりました。

推奨メニューのほうは、電気代とかガス代とか水道減免とか、地域活動の軽減や体育館のエアコンとか、あとLPガス、灯油世帯への給付とか、公共施設だけではなくて、医療・福祉施設関係の価格高騰への電気、ガス、水道などへの支援とか、いろいろあったものですから、急にはここは無理かなと思いましたがけれども、ぜひ今後、こういうことも含めて検討していただきたいことを求めたいと思います。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○藤岡雅哉委員 10ページ、11ページの歳出の8款6項1目プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費ですけれども、県の総仕上げの計画を見ますと、わが家の専門家診断事業は令和6年度まで、あと、工事関係は令和7年度までに完了予定ということですから、今回のこの補正によって、焼津市で行っているこの「TOUKAI-0」の事業の前倒しが図れるのか、どの程度まで見込めるのかということの御質問をしたいと思います。

○小山伸明建築住宅課長 まず、令和7年度にわが家の専門家診断を全体で180件予定しております、そのうちの今回20件を、そして、耐震補強工事については、全部で108件予定しているもののうち、50件を今回の補正予算に盛り込ませていただいております。

わが家の専門家診断事業につきましては、今年度で終了ということになっておりましたけれども、先日の県議会で1年間延長する予定という答弁がございましたので、そこも加味して予算を考えております。

令和8年度以降の補強工事、令和7年度までで終了となっています補強工事につきましては、令和7年度の補強工事の申請状況を見据えまして、県との協議も踏まえた上で継続等の検討をしております。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○鈴木浩己副委員長 それでは、10ページ、11ページの住民税非課税世帯支援給付金給付事業費について、ちょっと細かく教えていただきたいと思います。まず、今回の対象世帯数ですけれども、1万2,200世帯、子どもさんは1,500人ということで、先ほど増田部長からの御説明で把握できました。

その上で、今回、この対象となるような皆さんへの支給のお知らせだとか、あるいは確認書だとか申請書、こういったものは、市から対象になられるお宅に郵送とかという、そういうお知らせはどうなっているか教えていただきたいと思います。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 対象者にお知らせということなんですけれども、もう以前にやっていることがあるものですから、口座が分かっている方たちには通知書という形でお知らせをして、プッシュ型でお支払いをしたいということ。口座が分からない方たちには、確認書という形で確認を取って給付したいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。

口座が市で把握されていない世帯は、それでいいかと思うんですけれども、この転入、転出の期日があるかなというふうに思うんですけれども、それによって確認書を送っている自治体ですとか、あるいは申請書を送っている自治体もありますけれども、焼津の場合はどういうふうにされるのか、お伺いいたします。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 あくまでも基準日が12月13日になりますので、そこで焼津市民の方になります。それ以降、転入、転出の方には確認書という形で送らせていただくような形になります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 分かりました。ありがとうございます。

それから、あと、先ほどの繰越明許の説明のときに、この申請を必要とする方に対して、令和7年度中でも支給できるようにという御説明があったと思うんですけれども、これは、今、課長がおっしゃられた令和6年12月13日以降に転入された方がいらっしゃる場合のみですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 基準日の転入者だけではなくて、その確認に要する期間がありまして、その申請を出される期間をある程度、来年度の5月末くらいまでかかるというか、申請期限を設けますので、それで支払いの繰越明許ということになりますので、そこのところは、まだ住民でなくても申請された方をお調べしまして、出せる方が出せない方かをこちらで確認して給付するという形になります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 大分煩雑な事務になるかなと思いますけれども、ぜひ円滑に進めていただきますようによろしくお願いします。

あと、自治体によっては、ちょうど年度末あるいは年度初めという、2階のロビーが結構混雑する時期に支給されるのかなというふうに思うものですから、果たして自分の世帯はもらえるのかどうなのかという問合せに見える方とか、結構混雑すると思うんですよね。

そういった混雑を回避するためにコールセンターだとか、そういったものを設置している自治体もあるわけですが、焼津の場合は、そういったコールセンター対応みたいなものというのがありますか。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 支給に当たり、人材派遣を委託して行わせているものですから、給付金室というのをこちらで設けまして、そこへ専用の電話を引きまして、そういう対応をするようになっております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 相当、焼津も丁寧にやっただいているなというのが分かりました。

例えば、東京の杉並区のホームページが昨日更新されて、今回のこの事業のことが非常に細かく分かりやすく掲載をされています。焼津のホームページを見ると、詳細についてはこれからみたい、そういう感じになっているものですから、ぜひ杉並区並みの御説明のありようで、ホームページ上に公開をしていただけるとありがたいというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 関連質問です。

今の住民税非課税世帯支援給付金給付事業費についてですが、これは重点支援地方交付金の中で法律も変わって、対象世帯ですが、低所得者で差押え禁止及び非課税世帯となるということですが、家計が急変した世帯はどういう対応をするのか。

先ほど鈴木委員がおっしゃったように、給付金室を設けて、そこでお話するだけではなくて、杉並区のホームページのようにということですが、どういう方が対象になるのかというのをまずお知らせするということが、すごく大事ではないかなと思います。

そして、去年でしたか、住民税の均等割が非課税の世帯も対象になったことがありましたけれども、今回の対象世帯というのはどういう状況の世帯でしょうか。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長　今回は、均等割の課税の世帯は対象にはなっておりません。ですので、非課税世帯ということでさせていただきます。

以上です。

○深田ゆり子委員　住民税均等割が非課税の世帯というのは対象になるんですか。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長　住民税均等割ですけれども、もともと非課税であれば対象になります。

以上です。

○深田ゆり子委員　前は均等割を払っている人も対象になったんだけど、今回は均等割を払っている人は対象にならないよということですね。分かりました。

法律が変わってということを最初に言いましたけれども、この給付金が差押え禁止の対象になっているということは、市内の庁舎の中で、ちゃんといろんな課で意思統一はされておりますでしょうか。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長　文書がそれぞれの課に出ていますので、その辺は対応がされていると思います。

○奥川清孝委員　関連してですけれども、例えば老健とか特養とかの施設、あるいは独り暮らしの方、そういうような方々への対応といいますか、申請はどのような形になりますか。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長　前回もこの給付金をさせてもらっていますので、こちらで課税状況もちろん見て、それで通知書を最初を送るんですけれども、その方たちにも通知書を送って、口座番号の確認をしてもらうとかの対応を取らせていただきます。

以上です。

○奥川清孝委員　ちょっと具体的であれなんですけれども、例えば独り暮らしの方で老健施設とかそういうようなところへ入っている方というのは、どういう形で支給されるんですか、手続的には。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長　基本的には焼津市に住所があるものですから、その住所地に最初、送らせていただくような形を取らせていただきます。

以上です。

○奥川清孝委員　そうすると、独り暮らしで長期的に入っている方というのは郵便物がそのままになっているのかどうか分からないですけど、そういう可能性もあって、そういう方というのは結構あるんですか、申請していないという方は。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長　やはりこちらのほうに郵送を出したときに戻ってきてしまう方ももちろん若干おります。その辺はこちらのほうでも調べさせてもらって、給付ができる方であれば給付をさせていただくという手続を取っております。

以上です。

○奥川清孝委員　なるだけそういう方々に漏れがないような形の支給が必要かなというふうに思うんです。先ほどの均等割の件ですけれども、均等割というのは、家屋、土地とかそういうものを持っている人については均等割がかかっているんですよね。いるんで

すよねと言うとあれですけど。そういう方々というのは、逆に低所得者であっても均等割がかかっていれば、今回は駄目ということですか。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 土地とか家屋とか固定資産税のことでよろしいでしょうか。

○奥川清孝委員 まず、均等割の条件というか、所得はなくても、家屋とか土地があればかかるということですかね。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 家屋を持っても所得がなければ非課税になります。均等割というのは、あくまでも住民税の関係の均等割がかかっているか、かかっていないかですので、家とか土地とかを持っている方は加味しておりません。

以上です。

○奥川清孝委員 均等割の条件は何ですか。

○村松幸昌委員長 奥川委員、よろしいですか。今、均等割の条件ってお尋ねですけど、それは課税課の話ですので、地域福祉課の課長に答弁を求めるのは無理なのかなと思いますけど、もう少しかみ砕いてお願いします。

○奥川清孝委員 均等割の方は、今回対象にならないということですよ。均等割の課税というのが、どういう方が均等割にかかって、どういう人が均等割にかかっていないかということは、そちらでは今、分からないということですか。もし分からないならいいですけど。

○佐藤三夫健康福祉部次長兼地域福祉課長 おっしゃるとおり、ちょっとこちらではその基準は分かりません。

○奥川清孝委員 分かりました。課税課のほうへ聞きます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第72号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第72号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（9：52）